

お知らせ

## 児童手当現況届の提出について

児童手当を受給している方は、毎年6月に「現況届」を提出する必要があります。

この現況届は、毎年6月1日における状況を記載し、児童手当を引き続き受ける要件があるかを確認するものです。この届出がないと6月以降の手当が受けられなくなりますのでご注意ください。

なお、現況届の提出が必要な方には、5月末に書類を送付します。ご不明な点は、お問い合わせください。

前年度に所得制限で児童手当を受給できなかった方、申請をしていない方は、新たに認定請求書の提出が必要となります。

### 平成21年度所得制限限度額

厚生年金などの加入者の場合、特例により以下の限度額が適用されます。

扶養親族の数	所得制限 限度額(万円)	扶養親族の数	所得制限 限度額(万円)
0人	460	0人	532
1人	498	1人	570
2人	536	2人	608
3人	574	3人	646
4人	612	4人	684
5人	650	5人	722

提出期限】6月30日(火)まで

問い合わせ】保健福祉課 福祉介護班 TEL 68-6716

## 6月のB&G健康運動教室

かんたんエアロビクス

5日(金)、19日(金) 14:00~15:00

ステップエアロビクス

12日(金)、26日(金) 14:00~15:00

保険については各自で加入をお願いします。すでに加入されている方は必要ありません。

問い合わせ】B&G海洋センター TEL 68-4143

## 6月の心配ごと相談

日程】2日(火)(一般・行政・障害者相談)

22日(月)(一般・人権相談)

場所等】地域福祉センター 9:00~12:00

問い合わせ】町社会福祉協議会 TEL 68-6725

# おんじゅく お知らせ版



発行日 平成21年5月25日 NO.529

編集 御宿町企画財政課 68-2512

http://www.town.onjuku.chiba.jp/

お知らせ

## 町民懇談会にご参加ください

様々な立場の方のご意見を町政に反映させることを目的に、町長が地域を訪問し「町民懇談会」を開催します。是非参加され、自由なご意見をお聞かせください。

また、町からはサン・フランシスコ号漂着400周年記念事業の概要を説明します。

日程】

期日	時間(2時間程度)	会場	参加対象
5月29日(金)	19:00から	岩和田青年館	どなたでも
5月30日(土)	10:00から	町公民館(大会議室)	
	13:30から	上布施消防団詰所	

問い合わせ】総務課 TEL 68-2511

## 第42回夷隅支部消防操法大会 実施のお知らせ

日程】6月21日(日) 8:00から

場所】御宿台多目的広場

雨天時は役場で実施します。また、悪天候による警報発令等の場合は6月28日(日)に順延します。

町出場分団】ポンプ車の部 第3分団(六軒町)

小型ポンプの部 第10分団(上布施)

問い合わせ】総務課 TEL 68-2511

## 救急法講習会を実施します

緊急時に備えて、応急手当の方法やAEDの使用方法を習得しましょう

日程】6月27日(土) 9:00~12:00

場所】御宿町B&G海洋センター体育館

(AEDはB&G海洋センターに1台備えてあります)

講師】夷隅広域消防御宿分署

受付期間】6月14日(日)まで

講習修了者には修了証を交付します。既に講習修了証をお持ちの方は、申込時に修了証番号をお伝えください。

申し込み 問い合わせ】B&G海洋センター TEL 68-4143

お知らせ

## 個人住民税の公的年金からの 特別徴収制度について

公的年金を受給されており、個人住民税の納税義務のある方は、制度改正により平成21年10月の年金から特別徴収(引き落とし)となります。ただし、当町においてはシステム整備の都合により平成24年10月からとなります。

問い合わせ】税務住民課 TEL 68-6692

## 5月21日から裁判員制度が 始まりました

裁判員候補者の方には質問票が送られます

裁判員制度の対象となる事件が起訴され、裁判の日程が決まった段階で、地方裁判所は、昨年の秋に作成した裁判員候補者名簿の中からその事件の裁判員候補者をくじで選びます。くじで選ばれた裁判員候補者の方には、裁判員を選ぶ手続き(選任手続)の日に裁判所にお越しいただくためのお知らせ(質問票)を、選任手続の日の6週間前までにお送りします。

質問票により辞退を申し出ることができます

広く国民の皆さまの参加を得て、その良識を裁判に反映させるといふ裁判員制度の趣旨から、法律上、裁判員になることは義務とされています。ただし、国民の皆さまの負担が著しく大きなものにならないよう、法律や政令では辞退を申し出ることができる事由を定めています。

質問票では、裁判が行われる日程を前提に、裁判員となることを辞退する申し出の有無及びその事情などをお尋ねします。裁判所に辞退が認められれば、選任手続のために裁判所までお越しいただくことはありません。辞退を希望される場合には、その理由となる事情をできるだけ具体的に記入ください。

事前に辞退が認められた裁判員候補者以外の方は、選任手続の日に裁判所にお越しいただき、その中から最終的にくじで6人の裁判員が選ばれます。

辞退を申し出ることができる事由など、裁判員制度の詳細な情報は以下のウェブサイトでご覧いただけます。これからもウェブサイトなどで様々な情報をお伝えしていきますので、裁判員制度へのご理解とご協力をお願いします。

問い合わせ】千葉地方裁判所 TEL 043-222-0165

(URL) http://www.saibanin.courts.go.jp/